

平成 22 年度事業報告書

目 次

はじめに	-----	P 1
I 普及啓発事業	-----	1
1 広報啓もう事業	-----	1
(1) リーフレット等の作成、配布	-----	1
(2) 東警協ウェブサイト	-----	2
(3) 機関誌「とうけいきょう」の発行	-----	2
(4) 業界紙掲載による広報	-----	2
2 犯罪抑止活動事業	-----	2
(1) 公益目的活動補助	-----	2
(2) 関係機関等への協力	-----	2
II 育成事業	-----	3
1 教育研修会事業	-----	3
(1) 教育幹部の研修会	-----	3
ア 教育幹部合宿研修会	-----	3
イ 教育幹部研修会	-----	3
ウ 施設警備業務中堅幹部研修会	-----	4
エ 交通誘導警備業務指導者研修会	-----	4
オ 輸送警備業務研修会	-----	4
(2) 各地区における研修会	-----	4
2 警備員教育事業	-----	4
3 職業訓練認定校事業	-----	5
4 公安委員会講習事業	-----	5
(1) 新規取得講習	-----	5
(2) 追加取得講習	-----	5
(3) 機械警備業務管理者講習	-----	5
(4) 現任指導教育責任者講習（定期講習）	-----	5
5 特別講習事業	-----	6
6 教育書籍等販売事業	-----	6
7 旧資格者講習事業	-----	6
III 調査研究指導事業	-----	7
1 調査研究事業	-----	7
(1) 犯罪抑止の効果的対策の研究	-----	7
(2) 相談受理・事故事例等による問題把握	-----	7
(3) 警備業の実態把握調査研究	-----	8
(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究	-----	8
2 適正化指導事業	-----	8
(1) 施設警備業務研修会	-----	8
(2) 交通誘導警備業務研修会	-----	8
(3) 機械・輸送警備業務研修会	-----	9
(4) 機械警備業務管理者研修会	-----	9
(5) 適正業務パトロール	-----	9
(6) (社)日本道路建設業協会との意見交換会	-----	9
(7) 機械警備業務経営者等検討会	-----	9
IV 災害対策支援事業	-----	9
1 環境構築	-----	10
(1) 有事に備えた体制等の確立	-----	10
(2) 実効のある災害訓練	-----	10
ア 災害対策指導者訓練	-----	10
イ 東京都総合防災訓練への参加	-----	10
ウ その他の訓練	-----	10
2 臨時災害対策委員会の開催	-----	11
V 表彰等事業	-----	11
1 表彰事業	-----	11
2 労務関係事業	-----	11
(1) 業務適正化推進大会	-----	11
(2) 交通警備適正業務研修会（労務単価実務者研修会）	-----	11
(3) 施設警備適正業務研修会（労務管理者研修会）	-----	12
3 その他会員対象事業	-----	12
(1) 業務別意見交換会	-----	12
ア 施設警備業務	-----	12
イ 交通誘導警備業務	-----	12
ウ 機械・輸送警備業務	-----	12
(2) 地区別意見交換会	-----	13
(3) 上級救命講習	-----	13
(4) 暴力団等反社会的勢力排除活動	-----	13
ア 東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会総会の開催	-----	13
イ 不当要求防止責任者講習の開催	-----	13
ウ 地区研修会の開催	-----	13
エ 文書の発出等	-----	13
オ 平成23年度に向けた取組み等	-----	13
カ 暴力団追放都民大会に参加	-----	13
VI 管理部門	-----	14
1 会員への情報提供システム等の充実強化	-----	14
2 一般社団法人への移行準備の推進	-----	14
3 組織及び規定等の整備	-----	14
4 その他	-----	14

はじめに

自然災害の容赦のない猛威を見せつけられた東日本大震災。この災害は、協会事業のひとつである災害対策支援事業を進める上で、その支援のあり方等に大きな教訓となった。

早速、直近の3月24日臨時の災害対策委員会を開催し、この災害で得た通信手段等の不通に伴う教訓を活かすべく、今後の情報共有等について協議したところである。

また、現在、警視庁に見直しの要望をしている、警視庁との「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」の見直し作業をさらに加速していただくために、今後も警視庁に働きかけをしていく必要がある。

さて、平成20年12月1日公益法人改革関連三法が施行されたことに伴い、当協会は平成24年度からの一般社団法人への移行認可を目指し、徐々に組織、内部統制の見直しを行うなど、その整備の下で、平成22年度は

- 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 警備業務の適正な運用と健全育成に関する事業
- 事故又は災害の防止を目的とする事業

などの公益事業中心の事業を継続しながら、一部共益事業にも比重を移行しつつ展開してきたところである。

その中でも、都内の犯罪情勢は、認知総件数で平成14年をピークに減少しつつある状況の中で、振り込め詐欺やひったくり、児童や高齢者が犠牲になる凶悪犯罪等が依然として後を絶たない。そうした中で生活安全産業として警察力を補完する立場にある警備業として、真に国民が安全・安心を体感できる事業の推進に努めるなど、犯罪抑止活動事業を継続して実施した。

さらに、信頼される警備業を目指し、適正な警備業務を推進するため、改正警備業法の狙いである「警備員の知識・能力の向上」「警備業務の依頼者の保護」などに対応した各種事業を展開した。

事業の推進結果については、下記のとおりである。

I 普及啓発事業

(定款上の事業～第4条第1項第1号「都民の自主防犯意識、自主防災意識の啓もう及びこれらの活動に対する協力事業」、第7号「関係行政機関等の行う防犯、防災その他事故防止活動に関する協力事業」、第8号「警備業に関する内外の意識の向上及び改善を目的とする機関誌の発行その他広報活動に関する事業」)

1 広報啓もう事業

(1) リーフレット等の作成、配布

振り込め詐欺撲滅の広報・啓もうを図るため、平成22年5月「振り込め詐欺3つのウソ電話」「ウソの電話は、すぐ110番！」等と記入したリーフレット入りポケット・ティッシュ20万個を、平成23年2月「振り込め詐欺犯人はあなたを狙っています!」「電話番号が変わった」「カード預かります」という電話は詐欺です。等の文字入りボックスティッシュ3万個、及び「騙されないで! 振り込め詐欺に注意!!」の文字入りメモ帳3万冊を作成し、それぞれ防犯活動を実施するボランティア団体に寄贈した。

この振り込め詐欺撲滅活動に貢献したとして、平成22年8月18日、及び平成23年3月24日に警視庁振り込め詐欺緊急対策本部長（副総監）から感謝状が授与された。

(2) 東警協ウェブサイト

協会のホームページには、警備業法の一部を改正する法律に基づく検討結果、東京都暴力団排除条例の公布、東日本大震災に伴う協力依頼等各種情報の提供、資格取得講習、セミナー等の案内を広く一般に公開するなどした。

(3) 機関誌「とうけいきょう」の発行

機関誌「とうけいきょう」に、地震等災害情報、労働災害情報、犯罪情報等をはじめ、「検定合格100%を目指して」や「役に立つ税務相談」等を連載するなど、警備業に役立つ情報を掲載するとともに、会員はじめ関係機関、団体等に配布するなどの広報・啓もうに務めた。

(4) 業界紙掲載による広報

ア 平成22年5月の振り込め詐欺撲滅活動に貢献したことにより、警視庁から感謝状が授与されたが、警備保障新聞社の取材があり、8月25日付記事に「東京警協 警視庁から感謝状 振り込め詐欺撲滅に貢献」の見出しで掲載され、東警協の取り組みについて紹介された。

イ 本年度は、防犯パトロール車（青パト）を6団体に各1台ずつ寄贈することとなり、12月1日寄贈式を行った。警備保障新聞社の取材があり、12月8日付記事に「青パト6台 防犯協会に贈呈 東京警協 社会貢献事業の一環」と掲載され、東警協の活動の一端が紹介された。

2 犯罪抑止活動事業

(1) 公益目的活動補助

防犯パトロール車(青パト)の寄贈

12月1日地域の犯罪抑止活動及び自主防犯意識の啓蒙活動に寄与するため犯罪発生状況により必要と思われる地域の6防犯協会に青パトを各1車両寄贈した。それぞれの地域において、ひたくり多発地域や小・中学校周辺における子供の見守り活動のための防犯パトロール及び振り込め詐欺防止広報活動などの防犯活動に効果的に活用されている。

青パトの寄贈は、犯罪の発生状況、地域の需要等を勘案して、平成19年度8協会、平成20年度9協会、平成21年度9協会、本年度6協会、計32車両を寄贈しているが、各地域において犯罪抑止効果をあげるとともに、青パトを活用した活動に都民の期待が強い。

(2) 関係機関等への協力

ひたくりや振り込め詐欺被害防止活動、全国地域安全運動、年末年始における警戒等に会員が地域のボランティア団体等と一体となった防犯活動を展開し、犯罪抑止の機運を醸成するための活動を行った。

II 育成事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第2号「警備従事者に対する教育、訓練及び各種教材の研究開発に関する事業」、第3号「東京都公安委員会から委託された講習に関する事業」、第6号「警備用資器材の研究開発、関係図書収集及び発刊並びにこれらの購入及び斡旋に関する事業」、第11号「警備員の検定に係わる登録講習機関が行う講習に関する事務受託事業」)

「組織は人なり」と言われる。そして、この組織を適正かつ円滑に機能させるためには、組織を構成する人の育成と、そのための教育が重要となる。

平成15年12月18日の犯罪対策閣僚会議において決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において、「生活安全産業としての警備業の育成と活用」の項目が挙げられた。その内容は「警備員の検定・教育制度の活性化等により、警備業務の種別に応じた専門的な知識及び能力の向上を図る。また、緊急地域雇用創出特別交付金(基金)を活用した警備業者等による防犯パトロール事業を推進する」というものであり、政府において警備業の位置づけがされたところである。

このように、国民の生命、財産を守る生活安全産業という位置づけをされている警備業にとっては、高い専門的な知識及び能力を持った警備員、高い資質や倫理観を兼ね備えた警備員が揃った組織、まさにプロ集団の育成が求められている。

そのような警備員を輩出するため、次のとおり、研修会をはじめ、各種教育事業を実施した。

また、育成事業は、長期にわたり継続して行われるものであること、その間の事業費の変動に左右されない安定した財政基盤が必要であることなどから、3月1日付で育成事業推進基金に関する新たな規定を制定し、安定した事業を推進するための積立を行うこととした。

1 教育研修会事業

警備員の知識及び能力の向上を図るため、受講対象者を警備業務別、担当者別等に分類し次の研修会を実施した。

(1) 教育幹部の研修会

各社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力向上を図るため、警視庁、東京消防庁の担当官や民間の講師を招き、次のとおり研修会を開催した。

ア 教育幹部合宿研修会

10月13日～15日の3日間(2泊3日)、「研修センターふじの」において、「事例に学ぶ」「社内教育のコツ」の講義のほか、6班に分けたグループディスカッション及び実技訓練の研修会を実施した。(参加者 57名)

イ 教育幹部研修会

6月24日、25日の2日間、東警協第2研修センターにおいて、「国際テロ情勢とAPECに向けて」「施設警備における自衛消防活動上の留意事項」「警備業務の概況と適正業務の推進」「部下育成のコツ」の講義及び実技訓練などの研修会を実施した。特に、11月開催のAPECに向けたテロ対策を踏まえた講義のほか、爆発物対策、警察犬による爆発物等の臭気判別などの研修に教育幹部としてのあり方を

学んだ。(参加者延べ 150名)

ウ 施設警備業務中堅幹部研修会

5月25日、12月17日の2回、東警協研修センターにおいて、施設警備業務各社の教育中堅幹部に対する実技訓練を主とした研修会を実施した。

(参加者延べ 154名)

エ 交通誘導警備業務指導者研修会

6月11日、11月22日の2回、東警協研修センターにおいて、交通誘導警備業務各社の指導者に対する実技訓練を主とした研修会を実施した。

(参加者延べ 111名)

オ 輸送警備業務研修会

11月15日交通管制業務の実態把握を兼ね、輸送警備業務管理者を主体に、警視庁交通管制センターの見学とあわせて警視庁担当官から「輸送警備業務の現状」についての指導を受けた。特に、管制センターの見学では、都内道路の渋滞状況などの交通状況、管制状況の指導を受け、道路交通状況にあわせた輸送経路の選定等、輸送警備業務上の問題点を把握する上で参考となる実のある研修会であった。

(参加者 45名)

(2) 各地区における研修会

各地区において、適正業務の推進等の研修会とあわせて、資質の向上を目的とした研修会をそれぞれ実施した。

2 警備員教育事業

現任教育

受講申し込みのあった警備員に対して、警備業法第21条第2項に基づく現任教育を東警協研修センターにおいて次のとおり実施した。

○ 教育期ごとの現任教育（基本教育、業務別教育・1日）

48回 延べ 48日間 5,034名（会員4,609名、非会員425名）

○ 予備講習（業務別教育・1日～2日間）

・ 施設1級 1回 延べ 2日間 198名

・ 施設2級 11回 延べ22日間 1,794名

・ 交通2級 13回 延べ26日間 2,805名

・ 雑踏1級 2回 延べ 4日間 369名

・ 雑踏2級 11回 延べ22日間 1,670名

・ 貴重品1級 1回 1日 42名

・ 貴重品2級 4回 延べ 4日間 230名

合計 43回 延べ81日間 7,108名

(会員 6,955名、非会員 153名)

総計 91回 延べ 129日間 12,142名

(前年比 +2,501名)

なお、平成22年1月1日から第2研修センターの運用を開始したことにより、特別講習受講者の合格率アップを目指し、施設1級・2級、交通2級及び雑踏1級2級の予備講習を2日間実施することとした。

3 職業訓練認定校事業

新任教育

受講申し込みのあった警備員に対して、警備業法第21条第2項に定められている新任教育を東警協研修センターにおいて次のとおり実施した。

12回 延べ48日間 延べ人員 842名（会員 764名、非会員 78名）
（前年比 +53名）

4 公安委員会講習事業

東京都公安委員会から委託された、警備業法第22条の規定に基づく資格取得のための警備員指導教育責任者講習及び同法第42条に基づく資格取得のための機械警備業務管理者講習を東警協研修センターで、各営業所で選任されている警備員指導教育責任者を対象とした現任指導教育責任者講習を東食健保会館及び東警協研修センターで次のとおり実施した。

(1) 新規取得講習

・ 1号警備業務（7日間）	4回	500名
・ 2号警備業務（6日間）	2回	155名
・ 3号警備業務（6日間）	2回	96名
・ 4号警備業務（5日間）	2回	9名
合計	10回	760名（前年比 -27名）

(2) 追加取得講習

・ 1号警備業務（5日間）	4回	90名
・ 2号警備業務（3日間）	2回	54名
・ 3号警備業務（3日間）	2回	24名
・ 4号警備業務（2日間）	2回	61名
合計	10回	229名（前年比 +15名）

(3) 機械警備業務管理者講習（4日間）

3回 141名（前年比 -2名）

(4) 現任指導教育責任者講習（定期講習）

・ 1号警備業務（1日）	3回	591名（東食健保会館）
・ 2号警備業務（1日）	2回	357名（東食健保会館）
・ 3号警備業務（1日）	1回	80名（東警協研修センター）
・ 4号警備業務（1日）	1回	73名（東警協研修センター）
合計	7回	1,101名（前年比 +37名）

なお、東警協ホームページにおいて、それぞれ講習の年間実施計画及び受講手続き等の掲載をするなどの広報をしたほか、各種研修会等できめ細かく指導をするなど、講習の適正な実施に努めた。

5 特別講習事業

(社)警備員特別講習事業センターから委託された「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第17条の基準に適合する講習会(以下「特別講習」という。)を「研修センターふじの」及び「東警協研修センター」で次のとおり実施した。

・ 施設警備業務1級	1回	109名	(合格率 67.9%)
・ 施設警備業務2級	11回	1,017名	(合格率 68.2%)
・ 交通誘導警備業務2級	13回	1,532名	(合格率 60.8%)
・ 雑踏警備業務1級	2回	207名	(合格率 80.7%)
・ 雑踏警備業務2級	11回	952名	(合格率 73.7%)
・ 貴重品運搬警備業務1級	1回	102名	(合格率 83.3%)
・ 貴重品運搬警備業務2級	4回	470名	(合格率 69.4%)
合計	43回	4,389名	(合格率 67.9%)

平成22年1月1日第2研修センターの運用を開始したことから、本年度から施設警備業務2級及び雑踏警備業務2級特別講習を「東警協研修センター」で実施した。

6 教育書籍等販売事業

警備員の教育図書として、次のとおり警備関係図書等の販売を行った。

・ 警備業法の解説	2,154冊
・ 警備員指導教育責任者講習教本	4,617冊
・ 警備員指導教育責任者講習問題集	1,964冊
・ 警備員必携	480冊
・ 施設、交通、雑踏、貴重品問題集	2,260冊
・ その他の書籍等(ビデオ、DVD含む)	3,606点
合計	15,081冊(点)

7 旧資格者講習事業

全警協から委託された旧警備員指導教育責任者資格者証を有する者を対象とした講習を次のとおり実施した。

・ 1号警備業務(4日間)	2回	295名
・ 2号警備業務(3日間)	2回	322名
・ 3号警備業務(3日間)	2回	320名
・ 4号警備業務(2日間)	2回	358名

合計 8回 1,295名(前年比-4回 -345名)

本講習は平成22年11月20日で終了したことにより、全警協との委託契約は解除となった。なお、東警協ホームページにおいて、講習の年間実施計画及び受講手続き等の掲載をするなどの広報をしたほか、各種研修会等できめ細かく指導をするなど、講習の適正な実施に努めた。

Ⅲ 調査研究指導事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第5号「警備業務の適正化、警備業務に関する知識、技術の向上を図るための調査研究及び警備業務の需要動向に関する調査研究事業」第9号「警備業に関する資料の収集及び情報の交換並びに相談、指導及び苦情の処理に関する事業」)

国民の自主防犯・防災行動を補完又は代行する警備業にとって、平素から犯罪の発生状況、災害時に予想される被害状況等を想定した対策を研究し、啓発普及活動や災害対策支援活動に活用していくことは重要なことである。

また、警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」をしていくために、警備業の実態把握等の情報を集約し、必要とされる警備の技術、能力、知識等に活用し、質の高い警備員を育成するために役立てていくことも求められている。

加えて、適正かつ質の高い警備業務の実施が求められていることから、警備業法等の周知のための研修会、日常業務の相談受理等を通じて指導助言を行うなど、次の事業を推進した。

1 調査研究事業

警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」の実現を目指すとともに、警備業務の適正運営に資するため、犯罪の発生状況、警備業の実態、警備料金実態、労働災害等について関係諸官庁の資料等を通じて収集し、その情報の活用に努めた。

(1) 犯罪抑止の効果的対策の研究

警視庁がまとめた「平成21年東京の犯罪情勢」「万引きの取扱状況」「平成21年警備業の実態と指導強化推進状況」等の資料のほか、警視庁担当官から「万引き、ひったくり、振り込め詐欺」の傾向と対策を伺うなどして情報を収集し、資料の発出や機関誌「とうけいきょう」に掲載した。

また、研修会で警視庁担当官から、犯罪情勢と犯罪抑止活動等の指導を受けるなど、その対策等について研修した。

(2) 相談受理・事故事例等による問題把握

ア 相談コーナーの充実

警備業務に関する相談等に適切に対応するため、事務局内に設置していた「警備業や消費者契約に関する相談受理等のための相談所」をリニューアルしたほか、12月1日から相談専門員の委嘱、専用電話を設置して運用を開始するなどの充実に努めた。

また、文書の発出と東警協ホームページに掲載するなどしてその利用の促進を図ったところ、来訪あるいは電話により、警備業法に係る相談をはじめ、検定等に関する事、労基法等に関する事などの相談があった。

専門分野に関する事は、それぞれ関係機関を紹介するとともに、協会で回答できる案件はその場で回答するなどした。

※ 相談等件数 74件（12月1日以降の集計）

- ・ 警備業法に関する事 66件
- ・ 労基法等に関する事 6件
- ・ その他 2件

イ 事故事例等

警備員等の不祥事案、労働災害等による死傷事案、死傷者数等は、関係機関の公表や報道機関により把握し、東警協ホームページに掲載するとともに、研修会等でその浸透に努めた。

(3) 警備業の実態把握調査研究

協会事業として必要とされる教育、講習等を検討するため、警備業者、警備員の数、警備業務種別、各資格者、検定保有者等の実態を調査するとともに、会員に対して、協会に求める事業、講習、研修会等のアンケート調査を実施した。

今後、その結果に基づいた事業等の推進に努めていく。

(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究

ア 3月11日発生した東日本大震災直近の3月24日、臨時の災害対策委員会を開催した。特に今回の災害では、携帯電話の不通、交通機関の途絶等により、警備活動に支障を来すことが判明したことから、大規模災害発生時の通信手段、招集方法等、必要とされる現実的な対応策について協議した。特にその中でも、通信手段については、メールによる情報が有効であり、その整備に努めることとした。また、関係機関等の情報等を集約するとともに、警視庁、消防庁等から指導を仰ぎ、今後の災害対策支援活動に活かしていくこととした。

イ 11月横浜で開催されたAPECに伴い、その事前対策として、テロ対策を踏まえた講義のほか、爆発物対策、警察犬による爆発物等の臭気判別などの研修を行い、必要とされる警備員の数、知識・技術等について学んだ。

2 適正化指導事業

安全産業としての警備業の社会的責任を果たし、適正業務の確保のため、関係法令の改正等の周知徹底を図るとともに、自主的に業務の適正化を図ることを目的とした研修会等を次のとおり実施した。

(1) 施設警備業務研修会

9月13日東警協第2研修センターにおいて、施設警備業務各社の経営者、指導教育責任者を主体に研修会を実施した。警視庁、消防庁及び東京労働局の担当官から「警備業の概況と適正業務」「施設警備における自衛消防活動の留意事項」「警備業務における労働者派遣の現状と問題点」などの研修を受け、法令遵守の重要性について学んだ。（参加者 165名）

(2) 交通誘導警備業務研修会

9月24日東警協第2研修センターにおいて、交通誘導警備業務各社の経営者、指導教育責任者を主体に研修会を実施した。警視庁担当官から「警備業務の当面の諸問題」「配置基準の現状」について、東警協専務理事から「特別講習送り出し教育の必要性」、東警協講師から「特別講習受講の心構えと現状」などの研修を受け、警備業務の適正な実施、特別講習受講者に対する経営者等のあり方等について認識

を新たにした。(参加者 141名)

(3) 機械・輸送警備業務研修会

7月28日東警協第2研修センターにおいて、機械・輸送警備業務担当の経営者、指導教育責任者等教育幹部を主体に研修会を実施した。警視庁担当官から「外国人犯罪の現状」、東警協専務理事から「APEC首脳会議に向けたテロ対策」などの研修を受け、機械・輸送警備業務における危機管理のあり方について学んだ。

(参加者 85名)

(4) 機械警備業務管理者研修会

10月18日、東警協第2研修センターにおいて、機械警備業務管理者に対し、警視庁担当官から「警備業の現状と諸問題」の研修を受け、警備業務の適正な実施について認識を新たにした。(参加者 68名)

(5) 適正業務パトロール

交通警備業務担当は、4月19日～4月25日の間及び10月18日から10月24日の間の2回、交通警備安全パトロール週間を設けて、道路工事現場延べ866箇所、2,508ポストを257社、3,017名の担当者がパトロールを実施し、危険箇所の把握、安全に配慮した配置施策等の個別指導を行うなど、適正業務の推進に努めた。

(6) 交通誘導警備業務検討会

6月28日、10月22日の2回、東警協研修センターにおいて、警視庁生活安全総務課及び交通規制課担当官を招き、交通警備業務担当理事以下代表者及び東警協専務理事出席の下、検定合格警備員の配置基準をはじめ、交通規制上の安全対策等について意見交換をした。

(7) (社)日本道路建設業協会との意見交換会

11月19日(社)日本道路建設業協会会議室において、交通警備業務担当理事以下代表者及び東警協専務理事と(社)日本道路建設業協会関東支部代表者との間で労務単価の問題や検定合格警備員の配置基準、安全対策等の課題について意見交換をした。

(8) 機械警備業務経営者等検討会

適正な機械警備業務の浸透を図るため、12月9日東警協第2研修センターにおいて、警視庁担当官を招き機械警備業務経営者等を対象にした検討会を開催した。警視庁の担当官から「機械警備業務の現況と警備業務の適正な実施」についてのコメントがあり、企業の真剣な取組みが求められた。(参加者 47名)

IV 災害対策支援事業

(定款第4条第1項第4号「警視庁との協定に基づく大災害発生時における支援活動等に関する事業」)

「犯罪等に強い社会の構築」の目的には、大災害をはじめ、テロ被害等有事の際の警備員の支援体制も求められている。そのことから、交通誘導警備業務等の専門的知識と能力を持った警備員が、有事の際には警察力の補完として役立てるよう警視庁等と締結している「災害時における支援協定及び広域協定」に基づき、有事における支援

要員の確保、環境構築を図るとともに、技術の向上等を目指した指導者訓練、研修会、地域ごとの招集訓練を次のとおり実施した。

1 環境構築

警視庁と締結している現協定は、全国で発生した大規模災害を検証した結果、見直しの必要があることから、警視庁生活安全総務課に見直しと実効性のある協定締結を要望したところである。

また、3月11日発生の東日本大震災に伴い、派遣に係る問題点を検討したところ、警備業法上の問題点、通信手段、招集手段等の課題が浮上したことから、これらの解消を含め、早々に警視庁と検討していくこととした。

(1) 有事に備えた体制等の確立

ア 見直しの要望をしているところであるが、警視庁と締結した「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」により、有事に際しては共同企業体として、3,000名の要員を確保し、緊急交通路の確保、防犯パトロール、避難場所等の警戒活動に従事する必要があるため、機会あるごと契約の勧奨をするなど、継続して体制の整備に努めた。(契約会社 373社(新契約 3社))

イ 災害対策支援資金積立資産に伴う規定の改正

旧規定「災害対策支援特定費用準備金管理規則」は、協会と警視庁との災害対策支援協定に基づき、東京都内において大震災等が発生し、出動した警備員の災害支援要員としての初期活動に必要な特定費用の準備金として積み立てているものであり、有事がなければ費用の支出が不可能である。このようなことから、費用支出の目的を、災害支援要員の確保、環境構築、訓練、研修会等にも費用の支出が可能となるように改め、新たに「災害対策支援積立資産に関する規程」に改正し、その費用支出根拠を明確にした。

(2) 実効のある災害訓練

初期的訓練としての電話連絡網による招集伝達訓練をはじめ、警視庁の指導を受けた災害対策実技訓練の実施、東京都総合防災訓練に参加するなど、技術・技能の向上に努めた。

ア 災害対策指導者訓練

5月10日警視庁交通安全指導センターにおいて、指導者に対する災害対策訓練を行った。この訓練には災害対策委員と各警察署班の班長を中心に指導者が参加して、交通誘導基本動作訓練、警察官との連携による交通整理・誘導及び避難誘導訓練、ゴージャックを使用した放置車両の移動、要救助者の搬送及びAED(自動体外式除細動器)操作等の訓練を実施した。また、視聴覚教養では、震災対策をテーマに阪神淡路大震災、新潟中越地震の災害状況のビデオを視聴しながら解説を受け、地震発生時の対応等について研修した。(参加者 271名)

イ 東京都総合防災訓練への参加

8月29日「自助・共助」と「連携」をテーマに、東京都、文京区との合同訓練に参加し、交差点での交通誘導、帰宅困難者の避難誘導などの実践的訓練を実施した。(参加者 130名)

ウ その他の訓練

9月1日及び1月17日の2回、電話連絡網による招集伝達訓練及びメール登録会社を対象にメール送信による伝達訓練を実施した。

また、会員各社は、各警察署において実施された震災訓練等にそれぞれ自主参加したほか、各地区においても研修会等を実施した。

2 臨時災害対策委員会の開催

東日本大震災の発生に伴い、災害対策支援事業を進める上で、その支援のあり方等に大きな教訓となったことから、3月24日臨時の災害対策委員会を開催し、この災害で得た通信手段及び交通網の不通に伴う教訓を活かすべく、今後の情報共有等について協議した。今後も、警視庁等関係機関の指導を仰ぎながら、より効果のある支援対策をとっていく。

V 表彰等事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第9号「警備業に関する資料の収集及び情報の交換並びに相談、指導及び苦情の処理に関する事業」、第10号「警備業務に関し、功労のあった者に対する表彰事業」、第12号「その他協会の目的達成のために必要とする事業」)

他の模範となる警備員を選考して表彰するなど、協会が率先して警備員の質の向上に努めたほか、警備業で共通する労務問題の対策を図るための研修会を実施した。

また、情報の共有を図るため、警備業務別、地区別に意見交換会等を開催した。さらに、会員を対象に「上級救命講習」「不当要求防止責任者講習」の受講希望者を募って受講させるなど、警備業にも必要とされる資格取得のための事業を推進した。

1 表彰事業

優良警備員の表彰

10月26日銀座ブロッサムにおいて、優良警備員の表彰式を行い、1級117名、2級520名計637名を表彰した。

2 労務関係事業

(1) 業務適正化推進大会

適正警備を推進する上で不可欠である業務中の労働災害防止の気運を醸成するため、2月15日東食健保会館において「業務適正化推進大会～リスクセミナー2011～」を開催した。

開会冒頭に、産業安全運動100年記念事業実行委員会が推進する記念事業の一環として、この100年に労働災害で犠牲になられた方々に哀悼の意を表すとともに、安全衛生活動に尽力された先人に敬意を表し、これからも労働災害防止に協会一丸となって全力を尽くすという思いを込めて1分間の黙祷を行った。

その後、労働災害防止に関する「論文」「ポスター」「標語」の優秀者に会長賞を授与した後、東京労働局の安全専門官から「災害分析とリスクアセスメント」、東警協専務理事から「労働災害と経営者の責任」の研修を実施した。研修後、大会

宣言を採択、労働災害防止に取り組むことを誓って閉幕した。(参加者 318名)

(2) 交通警備適正業務研修会(労務単価実務者研修会)

国土交通省と農林水産省が公共工事の工事費の積算に用いるために、毎年10月行う「公共事業労務費調査」に適正に対応するため、8月18日東警協第2研修センターにおいて、主として交通誘導警備業務各社の経営者、経理担当の実務者を参加させた研修会を開催した。

労務費調査には、業界を挙げて適正に対応し、労務単価の向上への努力が求められることから、特に今回の研修会には、全警協が推進する「平成22年度交通誘導員労務単価問題対策『モデル県』」に応募し、全警協から、労務単価の専門員2名を講師として派遣していただき実施した。

提出書類の作成要領等を具体的に指導を受けるなど、正確な調査表の作成の重要性を認識した研修会となった。(参加者 90名)

(3) 施設警備適正業務研修会(労務管理者研修会)

11月4日東警協第2研修センターにおいて、施設警備業務の各社経営者を主体に、講師に社会保険労務士を招き「会社を守るための労基署対策」の研修を実施、経営者としてのあり方について研究した。(参加者 230名)

3 その他会員対象事業

(1) 業務別意見交換会

ア 施設警備業務

2月4日ホテルラングウッドにおいて意見交換会を開催し、平成22年度の施設警備業務の活動報告後、研修会を実施、東警協専務理事から「警備業の諸問題」、朝日新聞政治部長から「国家の危機管理から読みとる企業のリスクマネジメント」について研修し、業務における危機管理の重要性について学んだ。

(参加者 262名)

イ 交通誘導警備業務

2月10日ラ・ベルオーラムにおいて意見交換会を開催し、平成22年度の交通誘導警備業務の活動報告後、研修会を実施、警視庁担当官から「交通誘導警備業務配置基準前と配置基準後の事故比較」「交通規制からみた警備業のあり方と事故防止」、東警協専務理事から「警備業の諸問題」について研修した。

特に今回の研修会に、警視庁交通規制課の担当官を招致したが、交通事故防止の重要性についての指導を受け、業務の適正な実施とともに、交通事故の防止に取り組んでいくことを誓った。(参加者 195名)

ウ 機械・輸送警備業務

2月8日アルカディア市ヶ谷において意見交換会を開催し、平成22年度の機械・輸送警備業務の活動報告後、研修会を実施、警視庁担当官から「警備業の現状と諸問題」の研修をするとともに、警備業務の適正な実施には経営陣が先頭になる必要があることについて意見交換した。(参加者 84名)

(2) 地区別意見交換会

中央地区、千代田地区、城南地区、南西地区、新宿地区、北西地区、北東地区、多摩地区の8地区それぞれが、報告会とあわせて諸官庁等から講師を招き「適正な

警備業務のあり方」「A P E Cに向けた注意事項」「改正労基法の概要と企業の対応」「一般社団法人移行の概要」「消防法の改正」等、時機と問題点をとらえた研修会を実施し、適正業務の重要性等について研修した。

(3) 上級救命講習

他機関の実施する各種資格取得講習のうち、警備業務に特に関連のある東京消防庁が実施する上級救命講習を上野消防署において受講した。

(受講者延べ 5回 144名)

(4) 暴力団等反社会的勢力排除活動

平成21年5月の通常総会で「東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会」を設立し反社会的勢力の排除活動を推進してきたが、さらに効果的に推進するため、警視庁をはじめとする関係機関と緊密な連携を取り、警備業界への暴力団等反社会的勢力介入の排除と健全かつ適正な警備業務を実施するため、次のとおり研修会等を行った。

ア 東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会総会の開催

7月21日の理事会開催にあわせて、東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会総会を開催し、役員を選任、活動結果等の報告をした。

イ 不当要求防止責任者講習の開催

政府指針に「警備業者は、本社、支店、各営業所に不当要求防止責任者を配置する」となっていることから、6月2日及び9月3日の2回、東警協第2研修センターにおいて、会員各社の法人代表、総務・法務担当を主体に、警視庁及び財団法人暴力団追放運動推進都民センターから講師を招き、平時・有事の心構えや対策を身につけるための不当要求防止責任者講習を開催し、その推進に努めた。

(参加者延べ 323名)

ウ 地区研修会の実施

城南地区では、7月16日グランドアーク半蔵門において研修会を実施、組織犯罪対策第四課の担当官から「事件から見た都内における暴力団の活動」の研修をし、企業に浸透する暴力団の実態と、その対策を学んだ。(参加者100名)

エ 文書の発出等

東京都契約関係暴力団等対策措置要綱が平成22年10月8日改正されたことに伴い、改正に関するQ&Aなどの関係規程等を東警協ホームページで紹介したほか、警察庁からの全警協に対する要請文書「警備業界からの暴力団等反社会的勢力排除の推進について」に基づく、東警協会長名の文書「暴力団等反社会的勢力排除の推進について」を発出し、各企業の取組み推進・努力を求めた。

オ 暴力団追放都民大会に参加

10月6日第19回暴力団追放都民大会が日比谷公会堂で開催された。東警協からは、事務局担当者と、初めて会員企業からの参加を求め、その代表者が参加し、暴力団等反社会的勢力排除の熱気を目の当たりにした。

VI 管理部門

(定款上の事業～定款第4条第1項第12号「その他協会の目的達成のために必要とする事業」)

1 会員への情報提供システム等の充実強化

ア 前年度、会員専用のホームページを構築し、利用方法、管理者ログイン用パスワード及び一般会員ログイン用パスワードを通知したが、さらに各種調査回答が容易にできるようにするなど、効率化を図った。

イ 新任教育、現任教育、予備講習などの受付事務を効率よく推進するため、システム開発に努めた。

2 一般社団法人への移行準備の推進

ア 法人移行に伴う作業を推進するため、東警協委託の会計士、税理士に出席いただき8回勉強会を開催したほか、法人移行セミナーに3回担当者を参加させた。

イ 当初の公益社団法人移行認定申請から一般社団法人移行認可申請をすることに方針を変更したことに伴い、一般社団法人移行に係る諸問題の情報共有のため、理事会及び各地区の研修会等において「一般社団法人移行の概要等」について説明を行い、理解を求めた。

3 組織及び規定等の整備

平成24年4月ころの一般社団法人移行認可申請を目途に、定款変更案、理事会運営規則、理事の職務権限規程等の整備を進めている。

4 その他

(1) 東京都公安委員会定期検査の受検

11月8日特例民法法人に係る東京都公安委員会定期検査を受検した。

検査員

警視庁総務部企画課 担当官(2名)

警視庁総務部会計課 担当官(1名)

ア 総評として「地区防犯協会に対する青パトの寄贈、振り込め詐欺被害防止等グッズとして、ピタックリナー(携帯電話クリーナー)の作成配布、ひったくり被害防止のチラシを付けたひったくり被害防止ネットの購入配布など、犯罪抑止対策のための公共性の高い事業を積極的に行っている。帳簿類、書類は整理され適正に保管されているほか、総会、理事会の議事録も細部に涉り録取作成されていた」との結果であり、さらに推進していく。

イ 検討及び改善を要する事項として「諸規程の整備に努められたい」との結果であり、現在一般社団法人移行認可のための定款をはじめとした諸規定の整備を進めている。

(2) 通常総会

ア 5月17日グランドアーク半蔵門において通常総会(決算)を開催、終了後意見交換会を実施した。

- イ 3月28日グランドアーク半蔵門において通常総会（予算）を開催した。
- (3) 新年互礼会
1月18日グランドアーク半蔵門において、新年互礼会を実施した。
- (4) 理事会
ア 東警協会議室において下記のとおり開催した。
①4月20日、②7月21日、③9月22日、④11月29日、⑤2月23日
イ グランドアーク半蔵門において下記のとおり開催した。
①1月18日
- (5) 東日本大震災の被災者に対する義援金の募集
東日本大震災の被災者に対する義援金募集の依頼が全警協からあり、当協会も協力することとしホームページで募ったところ、76社から2,685,000円の募金があり、3月28日全警協の指定口座に振り込んだ。